# 香川県老人福祉施設協議会表彰規程

## 香川県老人福祉施設協議会

#### (趣 旨)

第1条 老人福祉施設の職員で、その功績顕著な者及び本会活動並びに本会会員施設 に積極的に協力援助した功績顕著な者に対し、本会会長がこれを表彰し、また は感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

#### (表彰感謝の方法)

- 第2条 表彰または感謝は、本会会長名の表彰状及び感謝状を贈呈してこれを行う。
  - 2. 表彰または感謝は、毎年、香川県老人福祉施設協議会研究大会の席上でこれを行い、記念品を併せて贈ることができる。

#### (表彰感謝の対象)

- 第3条 本会会長の表彰、感謝は、次のもののうちから行う。
  - 一 老人福祉施設の職員で功績顕著な者
  - 二 本会活動及び本会会員施設に積極的に協力援助した個人、団体、企業
  - 三 本会会員施設の施設長を3年以上歴任し、退任(死亡を含む)の施設長

#### (表彰該当の資格)

- 第4条 表彰に該当するものの資格は、老人福祉施設の職員の現職にあって、その在職期間が10年以上(在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算する。)であって、その功績顕著な者
  - 2. 老人福祉施設職員の在職期間の算定及び産休、休職、休業、休暇に関しては、次のとおりとする。
    - 一 在職期間の算定時期は、原則として当該年度の4月1日現在とする。
    - 二 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。 勤続年数×(非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数÷常勤職員の一月又 は一週間の勤務日数)
    - 三 在職期間の算定にあたっての産休、休業、休暇に関する取り扱いは、次によるものとする。

休職・休暇等の区分	在職期間算定上の取り扱い
1. 産前・産後休暇(産休)	在職期間に含める
2. 私的事由による休職	在職期間に含めない
3. 育児休業	在職期間に含めない
4. 就業規則で認められた部分休業	在職期間に含める
や介護休暇等	

### (感謝該当の資格)

- 第5条 感謝に該当するものの資格は、次のとおりとする。
  - 一 本会活動及び本会会員施設に積極的に協力援助(金銭の場合は、通算して30万円以上、物品の場合は、取得時の時価で通算して30万円以上)した個人、団体、企業
  - 二 本会会員施設に奉仕活動等を通じ、継続して5年以上(年4回以下は10年 以上)協力した個人、団体、企業
  - 三 その他本会会長が特に感謝が必要と認めたもの
  - 2. 奉仕活動等の算定時期は、原則として当該年度の4月1日現在とする。

## (表彰感謝から除外する者)

第6条 過去に香川県老人福祉施設協議会会長、香川県老人福祉救護事業振興会会長、 香川県社会福祉協議会会長、香川県知事、全国老人福祉施設協議会会長、厚生 労働大臣から表彰、感謝を受けた者は、対象から除外するものとする。

### (候補者の推薦)

- 第7条 各施設長は、この規程に定める表彰に該当するものを候補者として、本会会 長に推薦するものとする。
  - 2. 本会会長は、前項の規定にかかわらず、表彰または感謝の候補者を推薦することができる。

### (表彰審査委員会)

- 第8条 表彰、感謝該当者の審査及び表彰事業に関する検討を行うために、表彰審査 委員会を設置する。
  - 2. 前項の表彰審査委員会は、次の事項について、審査または審議する。
    - 一 表彰、感謝該当者の審査
    - 二 表彰規程の改廃に関すること
    - 三 その他本事業に関する重要事項
  - 3. 表彰審査委員会は、本会正副会長、理事、監事をもって構成し、委員長は本 会会長がこれにあたる。

附則

1. この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。 附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。